

- 平成 18 年度自主参加型国内排出量取引制度 取引参加者 募集要項 -

環境省では、平成 17 年度に開始した自主参加型国内排出量取引制度におきまして、平成 19 年 4 月から本制度の参加者による排出枠等の取引期間を開始するに当たり、排出枠の取引に参加する「取引参加者」を募集します。本事業の概要、応募方法及びその他留意していただきたい点は以下のとおりです。

1. 自主参加型国内排出量取引制度の概要

1 - 1 目的

環境省においては、温室効果ガスの費用効率的かつ確実な削減と、国内排出量取引制度に関する知見・経験の蓄積を目的として、平成 17 年度から、自主参加型国内排出量取引制度を実施しています。

自主参加型国内排出量取引制度は、温室効果ガスの排出削減に自主的・積極的に取り組もうとする事業者に対し、一定量の排出削減約束と引換えに、省エネルギー等による CO₂ 排出抑制設備の整備に対する補助金を交付することにより支援するとともに、排出削減約束達成のために排出枠の取引という柔軟性措置の活用も可能とする、という制度です。

自主参加型国内排出量取引制度への参加方法について

- ・ 制度への参加には以下の 2 通りの方法があります。

目標保有参加者

一定量の排出削減を約束する代わりに、CO₂ 排出抑制設備の整備に対する補助金と排出枠の交付を受ける参加者

(平成 18 年度「温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業」の採択事業者)
今年度は既に採択済みです。

取引参加者

排出枠等の取引を行うことを目的として、登録簿に口座を設け、取引を行う参加者。
取引参加者に対しては、補助金及び排出枠の交付はなされません。

- ・ 今回は、本募集により、の取引参加者を募集することとなります。
- ・ の目標保有参加者は今回の公募の対象ではありません。

1 - 2 事業の内容

(1) 取引参加者の事業内容

- ・ 平成 18 年度自主参加型国内排出量取引制度に参加する目標保有参加者及び取引参加者との間で、排出枠の取引・移転を行う。

取引の方法等、参加に伴い守っていただくべきルールの詳細については、別紙 2「自主参加型国内排出量取引制度の取引ルール」(以下「取引ルール」という。)に記載しておりますが、その概要につきましては下記(5)「取引ルールの概要」を御参照ください。

(2) 応募資格（取引参加者）

- 1) 本事業における取引参加者は、民間事業者を対象とし、国及び地方公共団体は対象とはなりません。
- 2) 排出枠の保有及び移転等は電子的な登録簿を用いて行うため、インターネットへアクセス可能な環境を有していることが条件となります。

(3) 取引への参加期間

平成19年4月から平成20年9月頃に予定されているバンキング期間終了時までとします。

(4) 参加費用

取引参加者として本制度へ参加することによって生ずるいかなる費用についても、環境省は負担いたしませんので御留意ください。

(5) 取引ルールの概要

自主参加型国内排出量取引制度への参加に伴い守っていただくべきルールの詳細については、別紙2「取引ルール」に記載してありますが、その概要は以下のとおりです。

1) 登録簿への口座開設

- ・参加者は、排出枠の保有・移転等を記録する電子的な登録簿に口座を開設します。

2) 排出枠の交付

- ・基準年度排出量の検証を終えた目標保有参加者に対しては、平成19年4月に初期割当量（JPA）として排出枠が交付されます。
- ・取引参加者に対しては、初期割当量の交付はありません。

3) 排出枠の取引

- ・排出枠は参加者間で取引可能です。
- ・取引可能な排出枠は、
 - 目標保有参加者に初期割当量として交付される「JPA」
 - CDMによるクレジット（CER）を基に発行される「jCER」の2種類です。

4) 排出枠の償却義務

- ・取引参加者については、排出枠の償却義務はありません。

5) 排出枠の繰越（バンキング）

- ・平成20年8月末の償却期限後に、各参加者の保有口座に排出枠が残っている場合の当該排出枠（＝余剰排出枠）は、平成20年度を排出削減実施年度とする本制度（「次回制度」という）に繰り越し（バンキング）次回制度の中においても取引・移転・償却等が可能です。

2. 取引参加者の選定等について

(1) 選定方法

応募者より提出された書類（後記3.(2)参照のこと）をもとに、排出量取引に関する知見及び実績等を勘案した上で採択事業者を選定します。採択事業者数は数社程度とします。

(2) 採択結果の公表

採択の結果については、平成19年1月末頃を目処に環境省ホームページ及び自主参加型国内排出量取引制度ホームページ（<http://www.et.chikyukankyo.com/>）上で公表いたします。

3. 応募案内

(1) 応募方法

事業の応募に必要な書類を募集期間内に環境省へ提出していただきます。書類は封書に入れ、宛名面に「平成18年度自主参加型国内排出量取引制度 取引参加者応募書類」と赤字で明記してください。

(2) 応募に必要な書類及び提出部数

参加申込書（別添1）

経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書）

企業のパンフレット等、応募事業者の業務概要の説明資料（様式任意）

の書類について、正本1部及び副本1部を提出してください。

なお、審査過程において、必要に応じて電話及び電子メールにて別途ヒアリングを実施させていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもありますので、御了承ください。

(3) 応募書類の受付期間

平成18年12月21日（木）～平成19年1月22日（月）17時必着

期限を過ぎて到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しないものについては、受理しません。

(4) 提出先（本件窓口）

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省地球環境局地球温暖化対策課 担当：二宮、吉田、佐藤

TEL 03-3581-3351(代表) 内線 6781

(5) 提出方法

配達記録郵便による郵送でお願いいたします。

(6) 取引参加者募集説明会

下記のとおり、本事業に関する説明会を実施します。出席を希望される方は、募集説明会参加申込書（別添2）を下記参加申込窓口まで提出してください。なお、説明会への出席は義務ではありません。

日時：平成19年1月17日（水）13:30～16:00

場所：東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館 6F

厚生労働省共用第8会議室（定員84名）（地図参照）

登録方法

・ 説明会出席希望の方は、事業者名 参加人数（1団体につき2名まで） 参加者の氏名 参加する代表者の連絡先（連絡先住所・TEL・FAX・E-mail）を添付の申込みフォームに明記の上、以下の窓口まで、電子メール又はFAXにて御連絡ください。

・ 提出期限：平成19年1月12日（金）まで

参加申込窓口

環境省地球環境局地球温暖化対策課 担当：二宮、吉田、佐藤

E-mail：kyotomecha@env.go.jp

FAX：03-3580-1382

定員を超えた場合には入場できない場合もありますので御了承ください。

本説明会は、本制度への参加を希望される事業者を対象とした説明会ですので、それ以外の目的の方は入場をお断りする場合があります。

説明会開催場所：〒100-8975

東京都千代田区霞が関 1-2-2

中央合同庁舎 5号館

電話：03-3581-3351（代表）



東京メトロ 丸ノ内線「霞ヶ関駅」B3出口
東京メトロ 日比谷線「霞ヶ関駅」B3,C1出口
東京メトロ 千代田線「霞ヶ関駅」C1出口